

下北国有林の地域別の森林計画について

下北国有林の地域別の森林計画を下記のとおり変更しましたので、森林法第7条の2第6項の規定に基づき公表します。

令和3年12月27日

東北森林管理局長

記

1 変更計画の概要

(1) 全国森林計画の変更（令和3年6月15日閣議決定）を踏まえ、林地の保全に留意した適切な伐採・搬出の確保を促進するため、森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）を変更する。

また、林産物の搬出に当たり地形等の条件に応じて路網と架線を適切に選択することにより、森林の土地の保全等に配慮するため、林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項を変更する。

(2) 将来にわたって育成単層林を維持すべき森林として、主伐（皆伐）を進める林分の齢級構成の平準化を図るため、付属参考資料に主伐（皆伐）上限量の目安を記載する。

主伐（皆伐）上限伐採量の目安 121 千 m³

(3) 森林整備に必要な路線について、豪雨等被害による林道施設の復旧及び機能強化を図るため林道計画を変更する。

改良：1 路線 0.2km を追加

2 計画の案に対する意見の要旨及び処理結果

意見の提出はありませんでした。

3 計画書及び計画図は、次の場所で閲覧できます。

東北森林管理局計画課

秋田県秋田市中通 5-9-16

TEL 050-3161-0090

下北森林管理署

青森県むつ市金曲 1-4-6

TEL 050-3160-5885